

財団法人紀南環境整備公社の役員の就任に関する申し合わせ

(※平成19年3月24日 理事会・評議員会合同会議で承認済)

財団法人紀南環境整備公社寄附行為第18条に規定する「役員」について次のように申し合わせる。

1 役員は、次の職にあるものをもってあてる。

- (1) 田辺周辺広域市町村圏組合管理者
- (2) 田辺周辺広域市町村圏組合副管理者
- (3) 新宮周辺広域ごみ処理対策協議会会長
- (4) 新宮周辺広域ごみ処理対策協議会副会長
- (5) 田辺商工会議所会頭
- (6) 新宮商工会議所会頭
- (7) 西牟婁郡商工連合会会長
- (8) 東牟婁郡商工会連合会会長
- (9) 和歌山県環境生活部長

以 上